官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一七八～一一八五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一八六～一一八八）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一八九～一一九一）　一〇
○東京国際空港及び利尻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一一一九）　一一
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件（同一一一〇）　一三
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　一四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒処分・公示送達関係　一五
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

その他告示

○財務省告示第二百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第488回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,145,400,000,000円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,948,308,350,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で197,091,650,000円

(2)　非競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で165,000,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で654,000,000,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　2,145,061,525,000円

(2)　非競争入札発行　164,973,600円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　653,895,360,000円

8　最低額面金額　50,000円